二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
御立山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成四年建設省告示第二千三十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女市星野村
字マチ　六九九二番　一号
六九九三番二　二号
六九九九番一　三号
字下高良山　七〇二一番一　四号
七〇二〇番一地先道路敷　五号
七〇二五番　十号
七〇二四番一　十一号
字中高良山　七〇三三番一　六号及び七号
字向高良山　七一〇六番一　八号及び九号
七一〇八番　十二号
七一〇九番一　十三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
藤町川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千百六十九号で指定した藤町川に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県久留米市草野町吉木
字上江下小路　一八二三番一　一号
一八四六番　二号
字椋ノ木坂　二六七六番　三号
二六六五番一　四号
二六六四番二　五号
字本谷　二七二七番五　六号
二七二七番一七　七号
字立木拂　二六八五番一　八号及び九号
二六八六番二　十号
二六八九番一　十一号
二六九一番一　十二号

○国土交通省告示第千百五十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、長野県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十六年十二月五日付をもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

調査を行う者の名称	調査地域（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣が刊行した五万分の一地形図のうち左記図幅内の地域）	調査期間
長野県	松之山温泉、苗場山、市野瀬（長野県の区域に限る）	指定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○近畿地方整備局告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　中播都市計画道路事業三・三・三号国道線
三　事業施行期間　自平成二十六年十二月十六日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県姫路市東郷町字下河原、市川台一丁目、市川橋通一丁目、市川橋通二丁目、神和町、神屋町二丁目、幸町地内
使用の部分　なし

国会事項

参議院

報告書受領

十二月九日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十六年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十六年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

国立国会図書館

辞令

国立国会図書館副館長　池本　幸雄
願により国立国会図書館副館長を免ずる
（調査及び立法考査局長）国立国会図書館専門調査員　網野　光明
国立国会図書館副館長に任命する
調査及び立法考査局長事務取扱を命ずる（以上十二月十五日）

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）（併）内閣官房副長官補付）内閣事務官　桝田　好一
内閣官房副長官補付の併任を解除する　能化　正樹
内閣官房副長官補付の併任を解除する
内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣参事官室）北村　博文
内閣官房副長官補付の併任を解除する
内閣官房特定秘密保護法施行準備室長代理を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）（併）内閣官房副長官補付）植田　秀人
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（外務省大臣官房）外務事務官　桑原　敦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）（併）内閣官房副長官補付）内閣事務官　神原　紀之
（同）同　桑原　敦
（同）同　末永　広
内閣官房副長官補付の併任を解除する
内閣官房特定秘密保護法施行準備室参事官を免ずる（各通）
（防衛省大臣官房付）防衛部員　神原　紀之
兼官を免ずる（以上十二月十日）
（警察庁警備局付）警視長　楠　芳伸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣情報調査室））に併任する（十二月十一日）

宮内庁

（式部副長）式部官　篠塚　隆
式部官長河相周夫帰国につき式部官長事務代理を免ずる
侍従　坂井　孝行
侍従職事務主管池田憲治帰国につき侍従職事務主管事務代理を免ずる（以上十二月十三日）

皇室事項

御親電及び御弔電

ベルギー国元王妃ファビオラ陛下崩御につき、十二月九日同国王陛下から天皇陛下へ御親電を寄せられ、これに対し天皇皇后両陛下から同月十日御弔電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

広島労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県各種商品小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月16日　広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間770円」を「１時間790円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月16日　宮崎労働局長　佐藤　俊彦

第４号中「１時間707円」を「１時間716円」に改める。